

平成 27 年 8 月 19 日

各いきいき支援センター 御中
市内指定居宅介護支援事業所 御中

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部地域ケア推進課長

平成 27 年 10 月 1 日からの「高齢者いきいき相談室」の委託契約等に関するスケジュール等について

平成 27 年 10 月 1 日からの「高齢者いきいき相談室」の委託契約等に関するスケジュール等は次のとおりですので、よろしくお願ひします。

1 スケジュール

	指定居宅介護支援事業所	いきいき支援センター
市主催の「高齢者いきいき相談室」研修後		名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課（以下「地域ケア推進課」という。）から研修受講事業所について連絡。
市主催の「高齢者いきいき相談室」研修後 ～平成 27 年 8 月 31 日まで	次の書類をいきいき支援センターへ提出 ・ 請書 ・ 受託に関する申出書 ・ 口座振替申込書	「高齢者いきいき相談室」の要件等（主任介護支援専門員の有無、研修受講の有無等）を確認し、書類を受領。（契約締結）
平成 27 年 9 月 4 日まで		契約締結し「高齢者いきいき相談室」となる事業所の一覧を地域ケア推進課へ提出。
平成 27 年 9 月中予定	チラシ及びのぼりの配布。	
平成 27 年 10 月 1 日	「高齢者いきいき相談室」開設。	

2 「高齢者いきいき相談室」となる事業所の一覧の提出（いきいき支援センターのみ）

いきいき支援センターは、指定居宅介護支援事業所より提出された受託に関する申出書の内容に基づき、別紙により、平成27年10月1日より「高齢者いきいき相談室」となる事業所の一覧を作成し、地域ケア推進課へ平成27年9月4日までに提出してください。

3 チラシ及びのぼりの配布

9月中に高齢者いきいき相談室のチラシ及びのぼりを配布する予定です。

なお、配布数及び配布方法についてはおってお知らせします。

4 のぼりの取扱い

○「高齢者福祉なんでも相談所」を受託している事業所で「高齢者いきいき相談室」を受託する事業所

- ・高齢者いきいき相談室ののぼり旗を各事業所へ配布します。
- ・高齢者福祉なんでも相談所で使用しているのぼりの支柱部分は再利用しますので、事業所においてのぼり旗の部分を取り替えてください。高齢者福祉なんでも相談室ののぼり旗は各事業所で廃棄していただいて結構です。

○「高齢者福祉なんでも相談所」を受託していない事業所で「高齢者いきいき相談室」を受託する事業所

高齢者いきいき相談室ののぼり旗と支柱部分を各事業所へ配布します。

○「高齢者福祉なんでも相談所」を受託している事業所で「高齢者いきいき相談室」を受託しない事業所

高齢者福祉なんでも相談室ののぼり旗及び支柱部分について各事業所において廃棄していただいて結構です。

5 その他

高齢者いきいき相談室の運営に関する情報は、NAGOYAかいごネットに掲載しています。

（ 地域ケア推進課 野口、丹羽 電話 052-972-2549
E-Mail : a2549@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp ）

(別紙記入例)

〇区〇部いきいき支援センターの担当圏域の相談室

(平成 27 年 10 月 1 日予定)

学区	相談室名	住所	電話番号 FAX 番号	開設日 開設時間
〇〇	〇〇居宅介護支援事業所	×区×町 1-1	000-0000 999-9999	月～土 午前〇時～午後〇時〇分
△△	居宅介護支援事業所△△	△区△町 9-9	000-0000 999-9999	月～金 午前△時～午後〇時 (*)

※営業時間内に訪問等で不在の場合がある事業所については、開設時間の後に (*) を記入してください。(受託に関する申出書 2 (2) の申出内容)

※記入順は、学区の 50 音順－相談室名(居宅介護支援事業所名)の 50 音順としてください。